

# 正 誤 表

(平成 29 年 7 月 11 日)

下記のとおり、誤りがありましたので訂正します。

【対象文書】 電気・機械工事標準積算基準書（平成 29 年 7 月 1 日版）

【訂正内容】 貨物自動車による運賃料金の計算に関する誤り

第Ⅱ編 電気通信設備工事 1-4-1-3 (2-9 ページ)

## 【誤】

### (5) 貨物自動車による運賃料金の計算

ア～キ 省略

ク 端数処理は次により行う。

(ア) 全区間基本運賃料金, 地区割増料, その他の諸料金について各々別々に端数処理計算を行う。

(イ) 対象金額が 10,000 円未満の場合は 100 円未満を 100 円に切り上げる。

(ウ) 対象金額が 10,000 円以上の場合は 500 円未満を 500 円に, 500 円を超え 1,000 円未満の端数は 1,000 円にそれぞれ切り上げる。

## 【正】

### (5) 貨物自動車による運賃料金の計算

ア～キ 省略

ク 端数処理は次により行う。

(ア) 全区間基本運賃料金, 地区割増料について各々別々に端数処理計算を行う。

(イ) 対象金額が 10,000 円未満の場合は 100 円未満を 100 円に切り上げる。

(ウ) 対象金額が 10,000 円以上の場合は 500 円未満を 500 円に, 500 円を超え 1,000 円未満の端数は 1,000 円にそれぞれ切り上げる。

(編注：赤線下線部を削除する。)